

平成24年 第3回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成24年9月19日（水曜日）

議事日程（第5号）

平成24年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第75号 平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第76号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第77号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第78号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 認定第1号 平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第12号 平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第81号 築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第21 意見書案第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)について

(追加分)

- 日程第22 議案第84号 物品売買契約の締結について
- 日程第23 常任委員会の閉会中の継続審査について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第75号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第76号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第77号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第78号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 認定第1号 平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

算の認定について

- 日程第13 認定第9号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第81号 築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第21 意見書案第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)について

(追加分)

- 日程第22 議案第84号 物品売買契約の締結について
- 日程第23 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	進 俊郎君		
会計管理者兼会計課長 .....			田中 哲君
総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長補佐 .....	田村 啓二君
建設課長 .....	平尾 達弥君	都市政策課長 .....	久保 和明君
上水道課長 .....	加來 泰君	下水道課長 .....	古田 和由君
総合管理課長 .....	宮尾 孝好君	環境課長 .....	永野 隆信君
農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君	商工課長 .....	神崎 一浩君
学校教育課長 .....	金井 泉君	生涯学習課長 .....	田原 泰之君
監査事務局長 .....	石川 武巳君	代表監査委員 .....	尾座本雅光君

午前10時00分開議

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1・議案第75号

議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、健康管理・企業会計の電算システム更新費用並びに東八田学供施設の改修工事費が主なもので、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

議長（田村 兼光君） 次に、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、町道維持補修工事費の増額が主なものであり、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（田村 兼光君） 次に、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、議会議員研修旅費及び基地対策費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

本案に対しては、工藤久司議員ほか2名からお手元にお配りした修正の動議が提出されています。地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。工藤久司議員。

議員（5番 工藤 久司君） まず、最初に、提案理由といたしましては、蔵内邸関連の予算に関しては、今までずっと計上されるたびに修正をしてきました。理由としては、具体的な運営方法、管理方法等が説明なされていなかったというのが一つの要因です。

購入して2年がたち、今回も補正で上がってきましたが、町長の説明は、非常に、年間3万人も来客が見込めるのかというものが、説明では非常に乏しいもので。オープンありきではなく、もっと中身を充実させてから予算計上をするべきと考えます。

この蔵内関連の予算には、これでもう1億円を超えております。負の遺産にならぬように、いま一度、運営方法また管理方法を具体的に議会、町民に説明してからの予算計上をと考え、修正案といたします。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

修正案の説明が終わりましたところで質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 修正案は、蔵内邸の予算を全部削減することで上がりますが、オープンをする前というか、来年の4月からオープンをするというこの直前になって計画を挫折するというのは、それこそ大きな負の財産を築上町に残すという結果になるのではないかなというふうに思ってます。

よって、この予算を通して、来年の4月にしっかりとした形でオープンをし、その後、執行部がしっかりとした考え方、計画を持ってやっていただきたいというふうな願いも込めて、この予算を通すべきであるというふうに考えて、修正動議に対しての反対意見といたします。

以上です。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。小林議員。

議員（1番 小林 和政君） それでは、私、賛成の立場での討論をさせていただきます。

理由につきましては、ただいま提案理由の中にありましたように、当初から極めて不透明であり不公正な進め方がされてきたのではないかと一般質問でも申し上げました。

現状を申し上げますと、あと半年の段階で非常にずさんな計画があって、正しい運営がなされるかどうか極めて危惧を感じる、これが第2点目の理由。

それにもう一つ加えまして、現在までの説明を聞いておきますと、地元の地域に対する何らかのメリット、要するに活性化の材料になるような面というのが考えられない。かえって、地域の負担を強いながら、この実際の公開運営がなされていくのではないかと、極めて危険性を感じております。

これが賛成討論の理由でございます。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、本案に対する修正案に対して採決を行います。

修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

引き続き、原案を議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論をいたします。

この補正予算には住民要求による予算が含まれていますが、旧蔵内邸の予算の修正案が出されましたが、否決されました。旧蔵内邸の一般公開に向けての予算312万5,000円が計上されておりますが、開館日は4月中旬ごろと曖昧です。また、運営方法も曖昧です。一般公開まで

の計画がしっかりしておりません。

先ほども述べましたが、地元の活性化になるような面が見られず、かえって負担をかけるような面が多々ありますので、反対いたします。

議長（田村 兼光君） 賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

本案に対しては反対意見がありますので、原案について採決を行います。

議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第2．議案第76号

日程第3．議案第77号

日程第4．議案第78号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第2、議案第76号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第4、議案第78号平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第78号まで、一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第76号から議案第78号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口君。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第76号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、慎重に審査しました結果、広域連合への納付金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、水道事業基本計画策定業務委託料の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、企業会計制度見直しに伴う新制度移行支援業務委託料が主な補正であり、原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告を終わりました。

日程第2、議案第76号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第77号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第77号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第78号平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。



これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 78 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 78 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 5 . 認定第 1 号

議長（田村 兼光君） 日程第 5、認定第 1 号平成 23 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口君。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 認定第 1 号平成 23 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 次に、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 認定第 1 号平成 23 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 認定第 1 号平成 23 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 認定第1号平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論いたします。

経常収支比率が90.6ポイント、対前年度より2.5ポイント悪化しております。町税や国保税、使用料の滞納額が4億3,000万円を超えております。滞納を減らすために職員は努力していることは評価いたしますが、監査委員からも毎年収入未済額の増加傾向について指摘されております。実効ある対策を講じられるようにとも言われておりますが、なかなか実効ある対策が見えておりません。負担の公平さを町長はいつも言っておりますが、なかなか収入未済額が減りませんので、これが反対の理由といたします。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第1号について採決を行います。

認定第1号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 . 認定第2号

議長（田村 兼光君） 日程第6、認定第2号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 認定第2号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7．認定第3号

議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第3号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 認定第3号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8．認定第4号

議長（田村 兼光君） 日程第8、認定第4号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 認定第4号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 . 認定第5号

日程第10 . 認定第6号

日程第11 . 認定第7号

日程第12 . 認定第8号

日程第13 . 認定第9号

日程第14 . 認定第10号

日程第15 . 認定第11号

日程第16 . 認定第12号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、認定第5号平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、認定第12号平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第12号まで一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、認定第5号から認定第12号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。  
厚生文教常任委員長（西口 周治君） 認定第5号平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上8議案につきまして、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

これより日程第9、認定第5号平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、認定第6号平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 6 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 6 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1、認定第 7 号平成 2 3 年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 7 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 7 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2、認定第 8 号平成 2 3 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 8 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 8 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 3、認定第 9 号平成 2 3 年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 9 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 9 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4、認定第 1 0 号平成 2 3 年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 1 0 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 1 0 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 0 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5、認定第 1 1 号平成 2 3 年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 11 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 11 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 11 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、認定第 12 号平成 23 年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 12 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 12 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 17、議案第 79 号

議長（田村 兼光君） 日程第 17、議案第 79 号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。



厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、公表についてどのようにするのか、また本当に危険な状態にあるものは町で対応できないか等の意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、所有者に連絡がつかない家屋はどうするかと等の意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 次に、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、町民への周知徹底と町民サイドに立って慎重に進めていただきたい等の意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第79号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第18・議案第80号

議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第80号築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第80号築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決まら

た。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 80 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 80 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 19 . 議案第 81 号

議長（田村 兼光君） 日程第 19、議案第 81 号築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第 81 号築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 81 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 81 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 0 . 議案第 8 2 号

議長（田村 兼光君） 日程第 2 0、議案第 8 2 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第 8 2 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 2 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 2 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 1 . 意見書案第 7 号

議長（田村 兼光君） 日程第 2 1、意見書案第 7 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 意見書案第 7 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第22、議案第84号物品売買契約の締結についてから、日程第23、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号物品売買契約の締結から、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

#### 日程第22、議案第84号

議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第84号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第84号物品売買契約の締結について、町単独事業、築上町電算機器更新について次のように物品売買契約を締結するものとする。平成24年9月19日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第84号は物品売買契約の締結についてでございますが、築上町の電算機器の更新でございます。

合併してから、はや、ちょうど、もう6年を経過しておるところでございますし、一応、電算、合併してすぐに導入しましたが、どのメーカーも耐用年数が来て、部品がもうなくなるという状

況に来ておるところでございます。万が一、故障を生じれば、後の復旧は、これはもう大変なものになるというふうなことで、電算機器の更新が必要でございます。

ということで、平成24年8月29日に6社指名を行いました、3社の入札で、3社は辞退ということで、3社の入札で、お手元に御配付の資料でございますけれども。結果は、行政システム九州株式会社が消費税込みで3,234万円で落札をいたしまして、仮契約を行っておりますでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） これで説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 入札で6社の中で、3社、50%が辞退ということで、なぜ、50%もの業者が辞退をされたのかの理由を説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

まず、1社は、安価な調達が可能であるためということでございます。それから、2社目は、現在手持ちの業務があり、今回築上町の業務には対応できないためとしてございます。3社目は、今回メーカー指定をしておりますが、その取り扱いが困難なためということでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 選考するとき、状況を調べてやっぱり選考をするべきだろうというふうに思います。

内容からいけば、多分、これ、明細関係でいくと、富士通の機器がかなり入ってます。これ日立の業者選んでも、そこにいろんな弊害というか、選ぶときにこれ問題があったんじゃないかなというふうに思うんですが。その選考段階でそういうふうな問題はなかったんですか。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 今回の指名した6社につきましては、現在、本町、築上町と電算関係で取引のある業者もしくは今回の電算機器の更新に当たってプロポーザル等に参加した業者ということで6社を設定しております。

議長（田村 兼光君） いいですか。

ほかにございませんか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） この説明資料によりますと、故障時に修理等短時間での復旧可能な状態にするために、電算機器の更新が必要ですが、この電算機器を更新すれば、故障しないので、この必要はないんじゃないでしょうか。

それと、もう一つ、必要機器が確定できなかったって言われますが、なぜできなかったのか。そこのところよくわかりませんので、説明をお願いします。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

町長の提案理由の説明にもございましたように、大体メーカーが6年程度しか機器の保証をしてくれません。これを過ぎて保証をしないという理由は、部品等メーカーが在庫がない場合があるということで、現在、築上町の電算機器が、もう合併して7年目に入っております。通常もう6年程度で更新しなければいけないんですが、昨年は1市2町によるクラウドの検討をしておりましたので、1年間だけ保証期間を延長してもらってありました。もうそれが24年度で保証期間が切れますので、その保証期間があるうちに電算機器を新しいものに更新する必要があると思います。

来年になりまして、今の電算機器を使っていくうちに、万が一故障した場合、町の電算システムはダウンしてしましまして、行政機能は麻痺してしましますので、そういったことを避けるためにも、今の保証期間あるうちに更新を行って、来年度から速やかに稼働させる必要があると思います。

それから、遅延した理由でございますが、お手元の議案資料の3ページの下から2段目の丸をごらんいただきたいと思います。

今回の一般会計の補正予算で、上下水道料のシステムと健康管理システムの補正予算を計上しておりますが、このシステムの決定がおくれましたので、その分入札がおくれて今回の上程ということになりました。

議長（田村 兼光君） いいですか。

吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 今、西畑議員が質問しましたんで、私も笑われるような質問をしたいと思いますし、ちょっとやります。

富士通を指定してますよね。そしたら、もう富士通を扱うところ以外は指名入れても意味ないやないですか。もうとるとこ決まっちゃうことです。それやったら、もうここにさせますちゅうて随意契約したほうがまだいいでしょう。安くしなさいちゅうことで。それが、富士通の器具を導入するんやったら富士通直接、各市町が交渉するような話を首長同士で話して、そうすれば安う上がるんやないんですか。

そうしないと、辞退した後は、理由はいろいろつけます。自分とことれんけ辞退したんでしょ。

何でそこまで言うかとちゅうと、ほかの分あんまりないんですけど、電算に関して年間どれぐ

らいかかってます、毎年、毎年。で、6年後はパンクするからって、6年でパンクするような機械つくるような会社、電算やら買うほうが間違うちょんや。どのメーカーも今度はそうちゅうよ。皆さん、そうでしょう。なら、電算がパンクしたら、自分たちが、職員が一生懸命、自分たちが資料つくってすりゃいいやん、管理を。今まで、昔は、コンピューターなかったわけでしょう。そうでしょう。コンピューターに頼ってずっと仕事をしておるからこういう形になるんです。だから、パンクをしますからせないけん、ああ、それはもう仕方がないなって、みんないっつもそうです。

だから、議会があるたびに電算のシステムのことと金がかかると、みんなが、またか、またかって、議員の皆さん、みんなこう言ってるやないですか。やっぱり、しゃっちが、部品とかそういうのを仕入れられないような、日立やないと契約できないとか、そういう会社もあると思うんですけど。そういったところは、ほかの件で、うちの町とコンピューターに関していろんな形でかわりを持つとる業者ばかりを選びましたとこう言ってますけど、今回の件については富士通を扱うとこやないとできなかつたという原因もあるかもしれませんわね。それやったら、直接富士通と話できんのですか。もう、本体入れとるからほかのそこには出しませんよちゅう、いうような形をとられる可能性もあるわけでしょう。だから、ほかの業者は入札を辞退したという形になるやないですか。

やけ、町役場としては、どうしても、これはもう時期が来たらかえんと故障したときはパンクすると。それだけ困るんやったら、一番安く入る方法を考えて、直接メーカー側と契約するようなことをできるなら、そういった努力もするべきだと思います。その点、課長どう思いますか。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

吉元議員がおっしゃることももっともだと思います。ただ、メーカーと直接交渉する場合、メーカーが提示する金額が妥当な金額なのか、よそと契約するよりも安価な金額なのかという判断が非常に難しくなります。そういうことで、今回富士通製品を扱う業者、今回、日立が取り扱いが困難ということで辞退してきたわけですが、ほかの辞退した2社については富士通製を取り扱っておりますし、それを含めて5社についての競争の原理が働いておりますので、いわゆる金額についての最も安い金額がそこで判断できるというふうに考えております。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 今、課長おもしろいこと言いました。メーカーが一番安いはずで。生産するところが。農家で大根をつくったと。直接買ったほうが、よそ、マージンとられんから安いです。絶対、こういう会社よりも直接購入するということになれば、一番安い単価でもらえると、私はこう信じてます。

でも、中には、電気製品なんかは、例えば自分とは契約してない、例えばこれをコンピューターに置きかえると、富士通との取引がないと、日ごろ、日立のシステムばかり扱っていると。そういう会社については、この今度落札した会社を通して購入したほうが安くなる。メーカー直接、取扱店、取引のない会社が直接メーカーと交渉したら、例えば4,000万やったと。しかし、今度落札した業者で買うたら3,200万で入る可能性もあるんです。

これは電気製品でもそういうこと、町の電気屋さん言ってます。ヤマダ電機で買ったほうが安い。だから、ヤマダ電機と競争をさしたら絶対地元の業者勝つわけないと、こういう話になるんです。それが1点と。

ここに挙げている6社は、何らかの形で私ども築上町と契約をして仕事してるわけでしょう。自分とはできるところ回しどりするんじゃないですか、今度、そんなしよったら。わかりますか。今回は、行政システム株式会社がこの仕事を落札しましたと。町内業者やったら30万か50万の差ぐらいで落札しますけれども、ここに900万の差があります。とる気持ちのないところは高くいきます。

皆さんも御承知のとおり、コンピューターなんかは100円でも10円でも入札しちよったら、あとは追加の仕事ももらえるからということで、どこの市町でも問題になってます。違いますか。あなたが、しゃくし定規なこと言うから僕は言ってるんです。前向きに検討して努力してみますって言ったら済むことを、わざわざここまで突っ込まれるような回答をするんですか。そうでしょう。

ほかのメーカーさん、ほかの業者さん、とってないとか辞退した業者については、うちと契約して仕事しよるんでしょ。何らかの形で、コンピューターの、この部分やないところで。そりゃ、できると思っとるから、例えば、今度落札した業者とほかの2社ぐらいで安いところでもいいですよちゅうぐらいの、こっちのほうがいわゆる値切るちゅうんですか、そういう交渉のテーブルに着いてもらうと。6社しかできんわけでしょう、おらんわけでしょう。6社の中でこっちが選ばせてもらうたらいいやないですか。そういう方式も考えたらどうですか。そうやなかったら、またほか探しますよと。個人が買うときは1円でも安いとこ、そうやって値切るやないですか。

だけ、直接メーカーと話したら、あなた理屈言いましたけど、メーカーが一番安いとは限らんちゅうけど。よそはメーカーから仕入れるんです。で、利益を乗せないけんです。それ考えたら、直接メーカーが来てすれば幾らか安くなるんやなかろう。それでも高かったら、高かったち言うたらいいやないですか。

だけ、いかにもこの入札が正当であるかちゅう、自分たちがしたことが正当であるかちゅう主張しよるだけのことやないですか。わかりますかね、私の言おうとしよることは。これが、地場業者で、いや談合はいいとは言いません。しかし、地場業者で税金を払って地元の業者が仕事を



とるための努力をしたのと、全く、こういう、悪いけど、ぬれ手にアワのような、コンピューター会社でも何ぼかかりよるかわからんわけです。何ぼで入りようかもわからんのです。

みんな言うやないですか。1回契約したらずっと続くもんやから、仕事が次々、何年かに1回とか、毎年ちょこっとちょこっと100万、200万、1,000万、3,000万ちゅうて契約しかえようやないですか、いろいろ。職場で機能しなくなる、新しいシステムを入れかえにやいけんようになった、いろんなソフトが要るとか。その指導も全部役場の職員がせんで、コンピューター会社が自分とこが入ってきて、それで経費とる。

そんなとこ、10円でもいいから、町民のために無駄遣いにならんように、もう職員にも努力させて、できる範囲は職員でコンピューター触るぐらいの努力しないと、何もかんも、ああ、ここ悪なった、早う電話かけて呼ぼうかと。1年中管理してもろうちよったらいいわって。だから、皆さん、コンピューターに金かかり過ぎるなと言ってるんです。

もう言うても、今の答えしか返ってこないでしょうけれども、今後、そういうふうを考えたら、考える余地はありませんかちゅうて言いよるんです。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長です。

今後、電算のパソコン等の導入予定もございます。そういう場合、要するにメーカー指定でいくのか、それとも、そういう今そうやってしたメーカー等でいくのか、それともちょっと幅を広げて、先ほど御質問もありましたように、今、大手のヤマダ、デオデオですか、ベストとかそういうのも安く入る可能性もあるんじゃないかならうかなという思いはあります。そういうところを含めて、ちょっと1円でも安く入る方法は検討していきたいと思います。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） あとは、保証とかいろんなことのアフターサービスができることを確認して契約したらいいんです。それしたら、どこでも一緒でしょう、結論からしたら。その努力をお願いいたします。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） ちょっと、更新という形で、機器の更新というのは、ちょっと私はわからないんで詳しく教えてほしいんですが。

もともと、一番最初、電算システム受けたのはアンクルさんの会社が請け負ってやってきて、これは機器の更新は、別に更新とかやってたんですか。アンクルさん、継続に今なっとんでしょうけど、そのときに、この更新って、大体一緒に含まれておるんかなと。それとも、電算システムの、今更新っていうのありますけど、これ大もとの更新なんですか、それとも機器の購入にな

るのか。これ、2つ、実は、今まであったのかがわかんないです。そのこのとこ、理由は、何か、下水の関係でおくれたとかいう話なんですけど。今まで、電算システムって、もう毎回上がるけども、この機器の更新については何なん、一体いつ、これが毎年あってたのか。毎年ないでしょうけど、これ6年でしょうけど。

だから、もとの継続された会社が、そのままこれも一緒に更新やってきたんじゃないんですか。それとも、これ別に分けたんですか。よくわかんないんですけど。

それから、説明書の上から2番目の電算システムの更新の必要性について、特に、この括弧書きのところとか、この文章、全くわかんないんです。必要があるということで。ここを、少し、ちゃんと説明してほしい。

2003年で、ウインドウズでいえばと書いとるんですけど、2008年に新しくなるということなんですけど。2008年が新しいという、あなた方の考え方がわかんなくて。来年になれば2008年製が6年後のになるわけですよ。2008とかいうの、今、バー何とかという形なんですけど。そういう古いものを新しいとって更新してるのか、これ括弧書きになってるからよくわかんないんですけど。

そこを、この2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

まず、機器の更新でございますが、これは毎年やっているものではなくて、合併当初に購入したサーバー類の機器が更新時期を既に迎えてるということで、今回それを新しいものに買い替えるということでございます。

先ほど申しましたように、現在まだ正常に動いておりますが、来年度、これを使い続けて万が一故障しますと、メーカー保証がないためにシステムがダウンして、行政機能が麻痺するという状態に陥りますので、現在のうちに新しいものに買い替えるということでございます。

それから、電算の経費につきましては、いわゆる機械類の経費とそれからシステム、ソフトの経費がございます。住民情報系のいわゆる住民基本台帳をもととするこれを使ったシステム、税務課とか住民課、福祉課あたりにシステムがございますが、こういった住民情報系のシステムについては、現在使っているシステムのバージョンアップしたものを来年度から使うということが決定されております。これが、現在、富士通系のシステムを使っておりますので、今回富士通製を指定して入札を行ったということでございます。

それから、財務関係の人事給与のシステムにつきましては、この住民情報系のシステムと切り離して、日立製のシステム。これは、いわゆるサーズと言われるクラウドですけれども、日立の電算センターにあるシステムを必要な期間だけ必要なものを使うということで、毎年使用料だけ

を払っていくという方法をとっております。

一応そういうことで、よろしいですか。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 議長、これ全く質問と回答が違います。

まず、もう一回言います。もとの、じゃ、うちのももとの電算システム、どこが請け負ってるんですか。僕は、いつもアンクルさんどうのと言いつたけど、アンクルさんがあって、機器は別に新しくかえていくというのが、これが本来の形のルールなのか。僕は、アンクルさんは、今はどうなってるんですか。今、継続してるんですか、わかんないですけど。この会社が入れたもんやから、この会社がこれを入れていくとかいうのかと思ったら、別ちゅうことですよね。そこをちょっと聞きたい。ここで、さっきも吉元議員が言われた質問にも近づいていくんですけど。

それから、日立でも富士通でもどこでもいいです。この説明書にあるウインドウズが何を使ってるのかというのを僕は知りたいんです。これ、メーカー関係ないでしょう。皆さん、もう十分御存じですから。ウインドウズちゅうのは、その上に乗っかるもんやから、いわゆるその8年とかいうのを使えば、庁舎内はオーケーでも庁外出たらデータのには、また互換性が合わんちゅうか、不具合を起こすような、8とか今使ってないと思ったんですが。ここは何を使うのかを教えてください。富士通とか日立とか、僕は関係ないんです、今。

途中、この中の資料を細かく見たら、ウインドウズのバージョンアップって書いてんです。そのバージョンアップが何番を使ってるのかです。皆さん、やっぱりパソコン、家にもあるならわかると思うんです、今、何番が何とかいう、こんなことを説明せんでも。そこを説明してください。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

町の基幹系のシステムは、住民情報系と財務会計とかいうふうに大きく分かれるわけですが。今回といいますか、新年度からは、築上町は、住民情報系は現在使っているシステムをバージョンアップしたのを使うということを決めております。それが、富士通製のものですので、そのソフトを不具合がなくスムーズに動かすために、富士通製を今回指定したということでございます。

どうして、この住民情報系を現在バージョンアップしたのを使うということに決めたかと申しますと、来年度以降も1市2町による電算経費の節減を図るために、クラウドの研究会を続けていくということにしております。近いうちに、電算の共同利用化を図るということにしておりますので、そのために現在それぞれ1市2町が使っているシステムをバージョンアップしたのを使おうということにしておりますので、それにあわせて機械も富士通製にしたということでご

ざいます。

これらのサーバー類を動かすために、今、資料3ページの上から2段目の丸、電算システムの更新の必要性についてということで、そういったサーバー類をスムーズに動かすために、今回その更新が必要だということです。

それから、アクロシティー云々というふうに書いてありますが、これは今申し上げました、これはサーバー類を電算室に置いてこれ操作するわけですが、それを動かすためのシステムというふうに御理解いただければいいと思います。

議長（田村 兼光君） 塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 2回、3回になるんですが.....

議長（田村 兼光君） 質問するほうも、もっとゆっくり落ち着いて、ようわかるごととしてやらない。

議員（9番 塩田 文男君） じゃ、うちのもともと受けてる電算屋さんはどこですか。そして、こうやって機器の更新をする理由は、このもともと受けてる電算さんがすることがほとんどなんですか。こうやって、1年ずれたけど、別で発注するんですかと。

入札のメンバー見られたら、全メーカー扱えるような会社ですよ。直接メーカーじゃないちゅうことは、あなたたちが言うのは、うちの機械こんなんです、更新せいかんちゅうだけの話で、もっと安くするには、うちは、もともと選んだのは、例えば、今、富士通なら、富士通ですから、富士通のこの機械を全部新しいのにかえると。だから、皆さんに富士通のメーカー、うちは今富士通使ってるから、ここが大事なんです。富士通使ってるから、富士通の、これの新しいやつ見積もり出せということが全業者に言えたと思うんです。日立さんち書いとったけど、そこは言えんやったかしれないですけど。それはいいんですけど。ここを言いよったOS、括弧書きしとうやないですか、2003から2008って書いとる。これは今、だから何番を買ったんですかって聞いているんです。

いいですか。電算システム更新の必要性ち書いてあるとこですよ、説明書類の中で。その中で括弧書き、ウインドウズでいえばち書いてるでしょう。いえばちゅうからウインドウズ入ってないんかなと思ったら、ウインドウズの更新って入ってたから、2003から2008に新しい、そのために最新のと、ここの中、2008を使ったんですかと聞きよるんです。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。

ちょっと、私もうる覚えで、はっきりと議員さんの回答になるかどうかはわかりませんが、電算システムの更新ということで、今、入っているシステムはウインドウズのXPでございます。このXPが、近々のうちに使えなくなるということもありまして、今回はウインドウズ7の部分

でいくようにいたしております。

それと、合併当初におきましては、株式会社アングルと機械のハードそれとソフトそれと通常の年間の保守管理等一括して全部がアングルになっております。中身のシステム的には行政システムということで、今回計上しております機械につきましても、行政システムのソフトが使える機械であればどれでもいいということですけども、実質的には業者間に見積もりを出すときに、こういう仕様の部分でないと思えませんかというふうな格好で、何と申しますか、代表的なものと思えますか、今使っているものの中で、こういう機器が要るんですよ。メーカーが違ってても行政システムが動き、これだけの、これと同等以上の機能があれば、その機械でもいいですよというふうな格好で仕様書をつくっております。

ですから、ここの説明資料の3ページに書いております、上から2番目の丸の必要性ですけども、ここの括弧書きについては、これは例えばというふうなことで考えていただければよろしいのではないかとこのように考えております。

議員（9番 塩田 文男君） わかりました。

議長（田村 兼光君） もう一回か。

議員（9番 塩田 文男君） もう3回終わります、これで。わかりました。

議長（田村 兼光君） 何回聞いたってわからんけ、今度、後日、ちゃんとした説明をもらえるように……（発言する者あり）

議員（9番 塩田 文男君） いや、もう、議長すぐ終わります。

わかりました。今、僕はそこを聞いたかったです。何番ですか。2003とか……（発言する者あり）やめるっちはいいよ。じゃ、ここをね、例えばちちゃんと書いてってください、これ資料ですから。それだけで終わります。（発言する者あり）

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。（発言する者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決を行います。

議案第84号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

・ ・

日程第 2 3 . 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（田村 兼光君） 日程第 2 3、常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

・ ・

議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、平成 2 4 年第 3 回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員